

リスク分担表

1. 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い施設整備を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。

ただし、区が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、区が責任を負うものとする。

2. 予想されるリスクとリスク分担

区と事業者のリスク分担は、リスク分担表、本プロポーザル配付資料によることとし、参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行う。

リスク分担の程度や具体的な内容について、本プロポーザル配付資料に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

3. リスク分担表

リスクの種類		No	リスクの内容	負担者	
				発注者	受注者
公募型プロポーザル手続きリスク		1	プロポーザル実施要領の誤り	○	
契約締結リスク		2	発注者の帰責事由により優先交渉権者と契約が締結できない場合	○	
		3	優先交渉権者の帰責事由により発注者と契約が締結できない場合		○
制度関連リスク	法令変更リスク	4	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	○	
		5	本事業のみならず、広く一般に適用される法令の変更や新規立法	○※1	○※1
	税制変更リスク	6	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
		7	法人税に関する変更		○
	許認可リスク	8	工事の実施に当たって受注者が取得すべき許認可等の遅延		○
社会リスク	住民対応リスク	9	本事業の実施及び事業方針に関する住民反対運動、訴状、要望などへの対応	○	
		10	本事業の設計、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
	環境リスク	11	受注者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）に関する対応		○
	第三者賠償リスク	12	発注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害	○	
		13	受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを含む）		○
債務不履行リスク	中止・延期リスク	14	発注者の帰責事由による本事業の中止・延期	○	
		15	受注者の帰責事由による本事業の中止・延期		○
	不可効力リスク	16	戦争、地震、台風、風水害等による本事業の中止・延期	○※1	○※1
	構成員に関するリスク	17	受注者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し、本事業の実施が困難となった又は遅延した場合		○
計画・設計リスク	各種調査リスク	18	発注者が提供した現況図等が現状と著しく異なっていた場合	○	
		19	受注者が実施した各種調査等に不備があった場合		○
	用地リスク	20	計画地の受注者が事前に知り得なかった土壌汚染、埋設物などによる計画変更があった場合	○	
	設計リスク	21	受注者が実施した設計に不備があった場合		○
	関連工事リスク	22	本業務と付随する関連別途工事工程延伸などによる工程変更などがあった場合	○	

リスクの種類		No	リスクの内容	負担者	
				発注者	受注者
工事 リスク	工事費増加リスク	23	発注者の帰責事由による事業費の増加	○	
		24	受注者の帰責事由による事業費の増加		○
	物価上昇リスク	25	物価水準の上昇による施設整備費の増加		○※2
工事監理リスク		26	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
指示不備リスク		27	発注者の指示に不備があった場合	○	
		28	受注者の指示に不備があった場合		○
要求水準未達リスク		29	基本・実施設計及び工事完了後、発注者の検査で要求水準に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
瑕疵リスク		30	設計図書等の成果物の瑕疵に関するもの		○

※1 部分のリスクの分担については別途協議とする。

※2 特別な要因により、主要な工事材料の価格に著しい変動が生じた場合又は予想することのできない特別な事情により、急激な物価水準の変動が生じた場合については、本事業工事費（建設工事費）の変更について区と協議できる。